

# 豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務

## 2. 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3. 業務の目的

生活困窮世帯(生活保護受給世帯又は準要保護世帯)やひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯)の小中学生に対して、学習習慣の定着及び学力向上、社会性の育成等のため、子どもの状況に寄り添った学習等支援事業を実施する。

## 4. 業務内容等

### (1)事業内容

事業の内容は、学習習慣の定着に資する学習支援教室の開催、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、各種イベントの実施、いじめや家庭内暴力等に関する相談、高校の進路に関する助言(以下「学習等支援」という)とする。

### (2)事業対象者

事業の対象者は、本市に在住する者であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、年度の途中において次のいずれかに該当しなくなった場合は、当該年度末まで当該事業に参加できるものとする。なお、参加者については、毎年度、市が募集し、決定する。

- ①児童扶養手当受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒
- ②生活保護受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒
- ③準要保護世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒

### (3)定員

定員は原則70名(概ね、小学4～6年生30名まで、中学1～3年生40名まで)とする。

### (4)職員等の配置

事業の実施にあたって、次のとおり職員等を配置するものとする。

- ①コーディネーター 1名  
(学習等支援を行う支援員の募集、選定、派遣調整及び教材の作成等を行うことができる者)
- ②事業の実施責任者 1名  
(学習等支援を行う支援員の指導、調整及び会場運営に係る管理等の現場を統括することができる者)
- ③支援員 1名以上 ※事業を効果的に実施するために必要な員数  
(子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すると認められるボランティア等であって、子どもに対して適切な学習及び生活支援を行うことができる者)

#### (5)実施施設

事業は、原則として、市内2か所以上の公共施設その他の事業を実施するために適当な施設において実施するものとし、受託者が確保すること。

#### (6)実施日数及び実施時間数

受託者は、毎年度6月以降に学習等支援を少なくとも毎週1回以上実施するものとし、1回あたりの実施時間数は、2時間程度とする。

#### (7)実施状況の報告等

受託者は、利用者ごとに学習等支援教室等の参加状況を記録するとともに、毎月、事業の実施状況を「豊明市学習等支援事業実施状況報告書(様式第4号)」に記録し、翌月10日までに市長に報告しなければならない。また、利用者から家庭内暴力や学校生活におけるいじめ等の相談を受けた場合、速やかに相談記録票(様式第5号)を作成し、市へ報告しなければならない。なお、事業対象者のうち「①児童扶養手当受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」に関しては子育て支援課あてに、「②生活保護受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」及び「③準要保護世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」に関しては地域福祉課あてに報告すること。

#### (8)秘密の保持

受託者は、事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護及び漏えい防止に関して周知徹底を図らなければならない。また、受託者の役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委託業務が終了した後においても同様とする。

#### (9)緊急時対応等

受託者は、事業の実施に関して、事故その他の緊急事態等が発生した場合は、速やかに保護者及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

#### (10)実施状況の聴取

受託者は、市長が必要に応じて事業の実施状況を聴取する場合は、これに応じなければならない。

#### (11)実績報告書等

受託者は、年度ごとで、業務委託期間終了後10日以内に、当該年度の事業結果をまとめた実績報告書を提出するものとする。

### 5. 業務委託料の支払方法

受託者は、当該年度の業務委託料を業務終了後、翌月10日までに市に請求するものとし、市は適法な当該請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。なお、当該請求において事業対象者のうち全体の人数と「①児童扶養手当受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」の人数とで按分した金額を子育て支援課あてに、「②生活保護受給世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」及び「③準要保護世帯に属する小学4年生から中学3年生までの児童生徒」の人数とで按分した金額を地域福祉課あてに請求すること。

## 6. その他

業務遂行にあたり、豊明市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取扱いを行うこと。  
また、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本市と本業務の受託者が必要に応じ協議して定めるものとする。